

# 定 款

アイエックス・ナレッジ株式会社

## 目 次

第1章 総則		...	p. 3
第1条 商号		...	p. 3
第2条 目的		...	p. 3
第3条 本店の所在地		...	p. 3
第4条 機関		...	p. 3
第5条 公告方法		...	p. 3
第2章 株式		...	p. 3
第6条 発行可能株式総数		...	p. 3
第7条 自己株式の取得		...	p. 4
第8条 単元株式数		...	p. 4
第9条 単元未満株式の売渡請求		...	p. 4
第10条 単元未満株式についての権利		...	p. 4
第11条 株主名簿管理人		...	p. 4
第12条 株式取扱規程		...	p. 4
第13条 基準日		...	p. 4
第3章 株主総会		...	p. 4
第14条 株主総会の招集		...	p. 4
第15条 株主総会の召集権者及び議長		...	p. 4
第16条 株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供		...	p. 5
第17条 株主総会の決議の方法		...	p. 5
第18条 決議権の代理行使		...	p. 5
第19条 株主総会の議事録		...	p. 5
第4章 取締役及び取締役会		...	p. 5
第20条 取締役の員数		...	p. 5
第21条 取締役の選任		...	p. 5
第22条 取締役の任期		...	p. 5
第23条 代表取締役及び役付取締役		...	p. 5
第24条 取締役会の召集権者及び議長		...	p. 6
第25条 取締役会の召集通知		...	p. 6
第26条 取締役会の決議の方法		...	p. 6
第27条 取締役会の決議の省略		...	p. 6
第28条 取締役会の決議録		...	p. 6
第29条 取締役会規程		...	p. 6
第30条 取締役の報酬等		...	p. 6
第31条 取締役の責任免除		...	p. 6
第5章 監査役及び監査役会		...	p. 7
第32条 監査役の員数		...	p. 7
第33条 監査役の選任		...	p. 7
第34条 監査役の任期		...	p. 7
第35条 常勤監査役		...	p. 7
第36条 監査役会の召集通知		...	p. 7
第37条 監査役会の決議の方法		...	p. 7
第38条 監査役会の決議録		...	p. 7
第39条 監査役会に関する規程		...	p. 7

第40条	監査役会の報酬等	…	p. 7
第41条	監査役の責任免除	…	p. 7
第6章 会計監査人		…	p. 8
第42条	会計監査人の選任	…	p. 8
第43条	会計監査人の任期	…	p. 8
第44条	会計監査人の報酬等	…	p. 8
第7章 計算		…	p. 8
第45条	事業年度	…	p. 8
第46条	期末配当金	…	p. 8
第47条	中間配当金	…	p. 8
第48条	期末配当金等の除斥期間	…	p. 8
変更履歴		…	p. 9

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、アイエックス・ナレッジ株式会社と称し、英文では、IX Knowledge Incorporated、略称 I K I と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 政策策定、問題解決、社会システム等各種プロジェクトの調査研究及びシステム開発
2. 次の事項に関する開発及び国内・輸出入販売またはサービス
  - (1) マイクロから超大型までの各種コンピュータ、ソフトウェア
  - (2) 各種システム機器及び付随するソフトウェア
  - (3) 各種ソフトウェア・パッケージ
  - (4) 情報交換網を利用した情報及びコンピュータパワーの提供
  - (5) 経営計画シミュレーション、事務計算、技術計算、情報検索等の情報処理及び提供
  - (6) コンピュータ及び付随施設に関する運用管理
3. 次の事項に関するコンサルタント及び教育・訓練業務
  - (1) 経営科学技法及びその周辺科学
  - (2) コンピュータ・システム等の利用による各種情報処理技術
  - (3) 事務計算並びに科学技術計算に関する設計・運用技法
  - (4) 情報処理並びに事務処理に関する機器、設備の利用技術
  - (5) 一般事務処理の合理化
4. 情報処理並びに事務処理に関する機器、設備の販売、賃貸業務
5. 労働者派遣事業
6. 前各号に関する報道、出版提供サービス業務
7. 前各号に付帯関連する業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

## (自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

## (単元株式数)

第 8 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

## (単元未満株式の売渡請求)

第 9 条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

## (単元未満株式についての権利)

第 10 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

## (株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。

## (株式取扱規程)

第 12 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## (基準日)

第 13 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

**第 3 章 株主総会**

## (株主総会の招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

## (株主総会の招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締

役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会に関する規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役監査規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金2,000,000円

以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (期末配当金)

第46条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をする。

### (中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

### (期末配当金等の除斥期間)

第48条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(変更履歴)

2001 (平成13) 年 1月 20日  
2002 (平成14) 年 3月 29日  
2002 (平成14) 年 6月 27日  
2003 (平成15) 年 6月 26日  
2004 (平成16) 年 6月 25日  
2005 (平成17) 年 6月 24日  
2006 (平成18) 年 6月 23日  
2009 (平成21) 年 6月 24日  
2018 (平成30) 年 4月 1日

(注) 合併前の変更については、省略するものとする。